議会資料	報告第9号
財政課	秋ロ先りケ

総括表 健全化判断比率の状況

(単位:%)

			T T T T T T T T T T T T T T T T T T T		(辛四.70)
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
志摩市	令和6年度	ı	_	7.6	12.7
	令和5年度	_	_	8.8	15.4

(単位:%)

	標準財政規模 臨時財政対策債	(千円)	早期健全化基準	令和6年度	12.78	17.78	25.0	350.0
発 [:]	行可能額を含む)	うち臨時財政対策債 発行可能額	平规健主化基华	令和5年度	12.74	17.74	25.0	350.0
令和6年度	14,977,243	37,664	叶	令和6年度	20.00	30.00	35.0	
令和5年度	15,464,700	83,761	財政再生基準	令和5年度	20.00	30.00	35.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

①一般会計及び一般会計等に属する特別会計

会計名	実質収支額
一般会計	798,514
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,186
①計 (A)	800,700
標準財政規模(B)	14,977,243
実質赤字比率(%)(A/B)	-5.34% ≯

③法適用企業会計

会計名	資金不足•剰余額
水道事業会計	2,481,678
下水道事業会計	41,016
病院事業会計	40,754
③計	2,563,448

②一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

会計名	実質収支額
国民健康保険特別会計	140,609
介護保険特別会計	172,646
後期高齢者医療特別会計	20,594
②計	333,849

①~③計 (C)	3,697,997
標準財政規模 (D)	14,977,243
連結実質赤字比率(%)(C/D)	−24.69% ※

※実質収支又は連結実質収支が黒字の場合は「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は負の値で表示しています。

実質公債費比率の状況

(単位:千円)

	① 元利償還金 の額(繰上 償還額等を 除く)	② 積立不足額 を考慮して 算定した額	還地方債の 1年当たりの 元金償還金 に相当する もの(年度割	の財源とする地方債の 償還の財源 に充てたと	合等の起こ	⑥ 公債費に準 ずる債務負 担行為に係 るもの	額		等に係る基準財政事要	(1) 密度補正により 事を連まり 事額に正政会 ででは、 ででは、 でででである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で
令和4年度	3,885,175			361,507	10,032	113	9,393	173,458	2,769,486	62,998
令和5年度	3,318,279			310,309	7,764	73	15,807	162,705	2,404,224	58,594
令和6年度	2,366,626			298,151	3,673	94	12,564	154,163	1,701,179	54,111

	12)	13)	14)
	標準税収入 額等	普通交付税 額	臨時財政対 策債発行可 能額
令和4年度	7,063,068	8,697,938	194,921
令和5年度	7,091,449	8,289,490	83,761
令和6年度	7,079,278	7,860,301	37,664

	<u>(単位:%)</u>
	実質公債費 比率(単年 度)
令和4年度	9.58682
令和5年度	7.75046
令和6年度	5.71273
·-	

実質公債費 比率(3か年 平均) 7.6

(単位:%)

実質公債費比率の求め方

1)+2+3+4+5+6+7-8-9-10-11

実質公債費比率 =

(2+(3+(4)-9)-(0)-(1)

将来負担比率の状況

将来負担額(A) (単位:千円)									
1	2	3	4	5	6	7	8	1~8	
地方債の現在 高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負 債額等負担見 込額	連結実質赤字 額	組合等連結実 質赤字額負担 見込額	将来負担額計 (A)	
19,017,890	0	1,549,135	0	4,422,664	0	0	0	24,989,689	
充当可能財源									
9		0	(11)	(9)~(1)					
充当可能基金	充当可能特定 収入	うち都市計画 税	基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源 等計 (B)					
7,328,195	32,033	0	15,969,417	23,329,645					
将来負担額(A) 充当可能財源等(B)(A)-(B)									
24,98	9,689		23,32	9,645		1,660,044		将来負担比率	
標準財政		 	算入公債費	等の額(D)	= 	(C)-(D)	=	(%) 12.7	
14,97	7,243	_	1,909	9,453		13,067,790			

(D)は実質公債費比率の状況の⑨から⑪までの合計額

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

健全段階

- ○指標の整備と情報開示の徹底
- •フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指標
- → 監査委員の審査に付し議会に報告し 公表

財政の早期健全化

- 〇自主的な改善努力による 財政健全化
- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- •実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

5

財政の再生

- ○国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部 監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意 を求めることができる

【同意無】

- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

(健全財政

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

道府県:3.75%

市区町村: 11.25%~15%

連結実質赤字比率 道府県:8.75%

市区町村:16.25%~20%

25%

実質公債費比率

実質赤字比率

[都道府県·政令市:400% |市区町村 :350%

将来負担比率

資金不足比率 (公営企業ごと)

20%

経営健全化基準

財政再生基準

道府県: 5% 市区町村: 20%

道府県:15%

市区町村:30%

35%

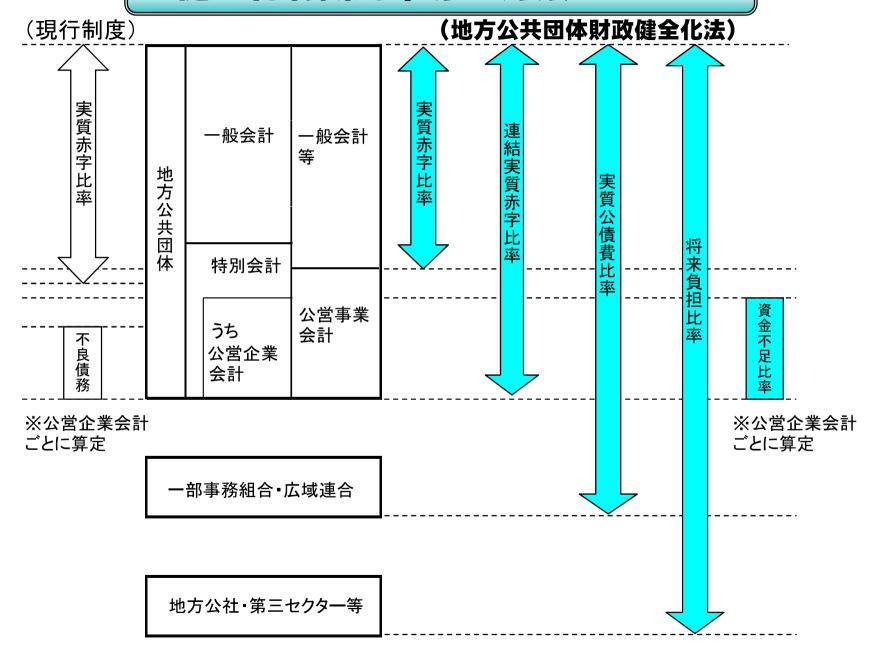
※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けていた。東京都の基準についても、経過措置が設けられていた。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の 策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(財政悪化)

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率の用語解説

○健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。 健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

○実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、 地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。 ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額*に対する比率です。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

○資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。